中小企業融資のご案内

豊川市産業環境部商工観光課
電　話　９５－０２６３（直通）
ＦＡＸ　８９－２１２５（代表）

※窓口対応時間
平日（土曜日・日曜日、祝日および年末年始期間を除く）
午前８時３０分から正午まで、午後１時から午後５時１５分まで

令和８年１０月発行

目　　次

１　融資制度

○小規模企業等振興資金融資制度（振、振小）　・・・・・・・・・・・　１

○豊川市小規模企業事業資金融資制度（豊小）　・・・・・・・・・・・　３

○その他の制度　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

○申込必要書類一覧表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

○融資制度に係る市指定様式（市税納税状況調査同意書）　・・・・・　６

２　補助金制度

○信用保証料・利子補給補助制度　・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

○補助金交付申請書等様式　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

<table>
<tr><td colspan="2">制度名
項　目</td><td colspan="2">小規模企業等振興資金融資制度
通常資金　（略称　振）</td></tr>
<tr><td colspan="2">融資対象</td><td colspan="2">中小規模の商工業者（中小企業信用保険法第２条第１項に規定するもの）で次の各号に該当する方。
１　市内で、事業を適法に営んでいること。
２　税の滞納がないこと。
３　愛知県信用保証協会の信用保証対象資格があること。
４　常時使用する従業員が５０人（商業・サービス業者にあっては３０人）以下の会社、個人、企業組合、医療法人及び特定非営利活動法人。</td></tr>
<tr><td colspan="2">受付機関</td><td>取扱金融機関</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="7">融資条件</td><td>資金使途</td><td colspan="2">事業上の運転資金または設備資金</td></tr>
<tr><td>融資限度額</td><td colspan="2">５，０００万円</td></tr>
<tr><td>期間及び利率</td><td colspan="2">運転
┌ ３年以内　年２．２％
├ ５年以内　年２．３％
└ ７年以内　年２．４％

設備
┌ ３年以内　年２．２％
├ ５年以内　年２．３％
├ ７年以内　年２．４％
└１０年以内　年２．５％</td></tr>
<tr><td>返済方法</td><td colspan="2">据置１年以内の分割返済</td></tr>
<tr><td>保証人</td><td colspan="2">必要に応じて徴求する。
ただし、申込人が法人の場合は、原則として法人代表者以外の連帯保証人は要しない。</td></tr>
<tr><td>担保</td><td colspan="2">原則として要しない。
ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。</td></tr>
<tr><td>信用保証料</td><td colspan="2">・中小企業のみなさまの経営状況に応じ、９段階に細分化された以下の弾力料率体系を適用します。
<table>
<tr><td>料率区分</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr>
<tr><td>保証料率</td><td>1.74</td><td>1.56</td><td>1.40</td><td>1.25</td><td>1.05</td><td>0.85</td><td>0.69</td><td>0.53</td><td>0.38</td></tr>
</table>
・個人事業主の方で、特別小口保険を適用する場合（４ページ参照）
０．７５％
※融資金額及び内容によっては、信用保証料の補助制度があります。
（７ページ参照）</td></tr>
<tr><td colspan="2">取扱金融機関</td><td colspan="2">㈱三菱 UFJ 銀行、㈱名古屋銀行、豊橋信用金庫、岡崎信用金庫、豊川信用金庫、蒲郡信用金庫、豊橋商工信用組合</td></tr>
</table>

※利率は、令和８年１０月１日現在のものであり、変更する場合もあります。

※愛知県信用保証協会等の判断により取扱できない場合があります。

<table>
<tr><td colspan="2">制度名
項　目</td><td colspan="2">小規模企業等振興資金融資制度
小口資金　（略称　振小）
※責任共有制度対象外</td></tr>
<tr><td colspan="2">融資対象</td><td colspan="2">小規模の企業者（中小企業信用保険法第２条第３項第１号から６号に規定するもの）で次の各号に該当する方。
１　市内で、事業を適法に営んでいること。
２　税の滞納がないこと。
３　愛知県信用保証協会の信用保証対象資格があること。
４　常時使用する従業員が２０人（宿泊業及び娯楽業を除く商業・サービス業者にあっては５人）以下の会社、個人、企業組合、医療法人等。
※特定非営利活動法人は対象外</td></tr>
<tr><td colspan="2">受付機関</td><td>取扱金融機関</td><td>愛知県信用保証協会</td></tr>
<tr><td rowspan="7">融資条件</td><td>資金使途</td><td colspan="2">事業上の運転資金または設備資金</td></tr>
<tr><td>融資限度額</td><td colspan="2">２，０００万円（申込融資金額を含めた信用保証協会保証付融資残高（極度設定のある保証は融資極度額）が２，０００万円以内であること）</td></tr>
<tr><td>期間及び利率</td><td colspan="2">運転
┌　３年以内　年２．０％
├　５年以内　年２．１％
└　７年以内　年２．２％

設備
┌　３年以内　年２．０％
├　５年以内　年２．１％
├　７年以内　年２．２％
└１０年以内　年２．３％</td></tr>
<tr><td>返済方法</td><td colspan="2">据置１年以内の分割返済
ただし、融資期間１年以内は一括返済も認める。</td></tr>
<tr><td>保証人</td><td colspan="2">必要に応じて徴求する。
ただし、申込人が法人の場合は、原則として法人代表者以外の連帯保証人は要しない。</td></tr>
<tr><td>担保</td><td colspan="2">原則として要しない。</td></tr>
<tr><td>信用保証料</td><td colspan="2">・中小企業のみなさまの経営状況に応じ、９段階に細分化された以下の弾力料率体系を適用します。
<table>
<tr><td>料率区分</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr>
<tr><td>保証料率</td><td>1.83</td><td>1.65</td><td>1.49</td><td>1.34</td><td>1.14</td><td>0.94</td><td>0.78</td><td>0.62</td><td>0.46</td></tr>
</table>
・個人事業主の方で、特別小口保険を適用する場合（４ページ参照）
０．７５％
※融資金額及び内容によっては、信用保証料の補助制度があります。
（７ページ参照）</td></tr>
<tr><td colspan="2">取扱金融機関</td><td colspan="2">㈱三菱 UFJ 銀行、㈱名古屋銀行、豊橋信用金庫、岡崎信用金庫、豊川信用金庫、蒲郡信用金庫、豊橋商工信用組合</td></tr>
</table>

※利率は、令和８年１０月１日現在のものであり、変更する場合もあります。

※愛知県信用保証協会等の判断により取扱できない場合があります。

<table>
<tr><td colspan="2">制度名
項　目</td><td colspan="2">豊川市小規模企業事業資金融資制度
小口資金　（略称　豊小）
※責任共有制度対象外</td></tr>
<tr><td colspan="2">融資対象</td><td colspan="2">小規模の商工業者（中小企業信用保険法第２条第３項第１号から６号に規定するもの）で次の各号に該当する方。
１　市内に主たる事業所を有しているもののうち、市内在住の個人又は主たる事務所（会社にあっては本店）を市内に有する法人等で、申込日以前６か月以上その事業を適法に営んでいること。
２　税の滞納がないこと。
３　愛知県信用保証協会の信用保証対象資格があること。
４　常時使用する従業員が２０人（宿泊業及び娯楽業を除く商業・サービス業者にあっては５人）以下の会社、個人、企業組合、医療法人等。
※特定非営利活動法人は対象外</td></tr>
<tr><td colspan="2">受付機関</td><td>取扱金融機関</td><td>愛知県信用保証協会</td></tr>
<tr><td rowspan="8">融資条件</td><td>資金使途</td><td colspan="2">事業上の運転資金または設備資金</td></tr>
<tr><td>融資限度額</td><td colspan="2">２，０００万円（申込融資金額を含めた信用保証協会保証付融資残高（極度設定のある保証は融資極度額）が２，０００万円以内であること）</td></tr>
<tr><td>期間及び利率</td><td colspan="2">運転
┌　３年以内　年１．９％
├　５年以内　年２．０％
└　７年以内　年２．１％

設備
┌　３年以内　年１．９％
├　５年以内　年２．０％
├　７年以内　年２．１％
└１０年以内　年２．２％</td></tr>
<tr><td>返済方法</td><td colspan="2">据置１年以内の分割返済
ただし、融資期間１年以内は一括返済も認める。</td></tr>
<tr><td>保証人</td><td colspan="2">必要に応じて徴求する。
ただし、申込人が法人の場合は、原則として法人代表者以外の連帯保証人は要しない。</td></tr>
<tr><td>担保</td><td colspan="2">原則として要しない。</td></tr>
<tr><td>信用保証料</td><td colspan="2">・中小企業のみなさまの経営状況に応じ、９段階に細分化された以下の弾力料率体系を適用します。
<table>
<tr><td>料率区分</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr>
<tr><td>保証料率</td><td>2.20</td><td>2.00</td><td>1.80</td><td>1.60</td><td>1.35</td><td>1.10</td><td>0.90</td><td>0.70</td><td>0.50</td></tr>
</table>
・個人事業主の方で、特別小口保険を適用する場合（４ページ参照）
１．００％
※融資金額及び内容によっては、信用保証料の補助制度があります。
（７ページ参照）</td></tr>
<tr><td colspan="2">取扱金融機関</td><td colspan="2">㈱三菱 UFJ 銀行、㈱名古屋銀行、豊橋信用金庫、岡崎信用金庫、豊川信用金庫、蒲郡信用金庫、豊橋商工信用組合</td></tr>
</table>

※利率は、令和８年１０月１日現在のものであり、変更する場合もあります。

※愛知県信用保証協会等の判断により取扱できない場合があります。

＜特別小口保険（「無担保・無保証人」扱いでのお申し込み）＞

小規模企業等振興資金又は豊川市小規模企業事業資金の申し込みにおいて、下記のすべての要件に該当する個人事業者の方は、特別小口保険での申込資格があり、各制度所定の信用保証料が適用されます。

1　常時使用する従業員が２０人（宿泊業及び娯楽業を除く商業・サービス業者にあっては５人）以下であること。
2　県内で引き続き１年以上同一事業を営んでいること。
3　申込以前１年間において納期が到来した所得税・事業税・市県民税の所得割を完納していること。（完納したことが分かる上記いずれかの資料が必要となります。）
4　無担保・無保証人で申し込みする場合。
5　融資金額が２，０００万円以下（特別小口保険による保証残高を含む）であること。
6　事業多角化のための資金申込みでないこと。

＜その他の制度＞

中小企業の方を対象に県・国でも事業資金を融資しています。

1　県の融資制度　…『一般事業資金』『経済環境適応資金』など
【お問合せ先】県内金融機関
愛知県経済産業局中小企業金融課　電話 052-954-6333
愛知県信用保証協会総合相談窓口　電話 0120-454-754

2　㈱日本政策金融公庫の融資制度　…『普通貸付』『小規模事業者経営改善資金』など
【お問合せ先】豊川商工会議所　電話 0533-86-4101
音羽商工会　電話 0533-88-2881
一宮商工会　電話 0533-93-2088
小坂井商工会　電話 0533-78-3333
御津町商工会　電話 0533-76-3737
㈱日本政策金融公庫豊橋支店　電話 0532-52-3191

※小規模事業者経営改善資金の融資を利用される方には、利子の補助制度があります。
（１１ページ参照）

申込時確認事項一覧表

チェック欄

事業所は豊川市内である			
申請書類一覧表	◆ 申込の都度、**毎回必要**とする書類		
	1	信用保証委託申込書 ※法人の場合、裏面「保証人等明細」の記載も必要	
	2	信用保証依頼書	
	3	市税納税状況調査同意書 ※市指定様式	
	4	**【設備資金の場合】** 見積書	
	◆ **新規申込**の際に原則必要とする書類（2回目以降、もしくは前回までの利用時に提出し変更のない場合は不要）		
	5	申込人（企業）概要	
	6	個人情報の取扱いに関する同意書	
	7	印鑑証明書（写し可） ※最近3か月以内のもの	
	8	営業実態調査書	
	9	営業所の地図	
	10	確定申告書（決算書）の写し ※直近2期分	
	11	**【法人の場合】** 商業登記簿謄本（写し可）	
	12	**【指定業種の場合】** 許認可証（営業許可証等）の写し	
	◆ その他、必要に応じて提出する書類		
	13	**【業況等に直近の売上の記載がない場合】** 残高試算表（通帳の写し等の売上が分かる資料でも可）	
	14	納税証明書または納付書の写し	
	15	「経営者保証に関するガイドライン」等に係るご説明	

以上のほか、信用保証協会から指示のある書類を提出してください。
なお、市の審査に必要のない書類（信用保証委託契約書、保証協会団信申請等）は、直接保証協会へご提出ください。

市税納税状況調査同意書

私は、本融資申込みに関して、市長が私の市税滞納の有無について税務関係当局で調査することに同意します。

年　　月　　日

豊　川　市　長　殿

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（法人の場合は、法人名、代表者名を記入）

＜市制度融資（振・振小・豊小）に係る信用保証料補助制度＞

1　補助対象者

信用保証料を一括で支払った方

2　申請方法

融資実行日から起算して 30 日以内に申請書、請求書及び信用保証書（写し）を市役所商工観光課へ提出してください。

3　補助額（100 円未満切り捨て）

(1)既存融資の借り換えを伴わない場合

①200 万円以内の融資

保証料額 ＝ 補助額

②200 万円を超え 2,000 万円以内の融資

$$\text{保証料額} \times \frac{200\text{万円}}{\text{融資金額}} = \text{A（1 円未満切り捨て）}$$

$$\text{A} + (\text{保証料額} - \text{A}) \times 0.2 = \text{補助額}$$

③2,000 万円を超える融資

$$\text{保証料額} \times \frac{2{,}000\text{万}}{\text{融資金額}} = \text{B（1 円未満切り捨て）}$$

$$\text{B} \times \frac{200\text{万円}}{2{,}000\text{万}} = \text{C（1 円未満切り捨て）}$$

$$\{\text{C} + (\text{B} - \text{C}) \times 0.2\} = \text{補助額}$$

⑵既存融資の借り換えを伴う場合

①実質借入金額（※1）が 200 万円以内の融資

実質借入金額分の保証料額（※2） ＝ 補助額

②実質借入金額が 200 万円を超え 2,000 万円以内の融資

$$\text{実質借入金額分の保証料額} \times \frac{200\text{万円}}{\text{実質借入金額}} = \text{D（1 円未満切り捨て）}$$

$$\text{D} + (\text{実質借入金額分の保証料額} - \text{D}) \times 0.2 = \text{補助額}$$

③実質借入金額が 2,000 万円を超える融資

$$\text{実質借入金額分の保証料額} \times \frac{2{,}000\text{万}}{\text{実質借入金額}} = \text{E（1 円未満切り捨て）}$$

$$\text{E} \times \frac{200\text{万円}}{2{,}000\text{万}} = \text{F（1 円未満切り捨て）}$$

$$\{\text{F} + (\text{E} - \text{F}) \times 0.2\} = \text{補助額}$$

※1　実質借入金額 ＝ 融資金額 － 借り換えに伴う既往の融資残高

※2　実質借入金額分の保証料額 ＝ 保証料 ×（ 実質借入金額 ／ 融資金額 ）

＜創業等支援資金(環創・環創再・環創 SSS)に係る信用保証料補助制度＞

1　補助対象者

・愛知県中小企業融資制度要綱第３第４号に規定する経済環境適応資金のうち創業等支援資金の融資を受けて、豊川市内において事業を開始しようとする方又は開始した方

・信用保証料を一括で支払った方

2　申請方法

融資実行日から起算して 30 日以内に申請書、請求書、信用保証書（写し）及び市税納税状況調査同意書を市役所商工観光課へ提出してください。

※「市税納税状況調査同意書」に基づいて市税の納税状況を調査させていただきます。同意いただけない場合は、市役所資産税課（北庁舎１階）で「完納証明書」等の交付（有料）を受け、提出してください。

3　補助額（100 円未満切り捨て）

⑴既存融資の借り換えを伴わない場合

①200 万円以内の融資

保証料額 ＝ 補助額

②200 万円を超える融資

$$\text{保証料額} \times \frac{200\text{万円}}{\text{融資金額}} = \text{A（1円未満切り捨て）}$$

$$\text{A} + (\text{保証料額} - \text{A}) \times 0.2 = \text{補助額}$$

⑵既存融資の借り換えを伴う場合

①実質借入金額（※1）が 200 万円以内の融資

実質借入金額分の保証料額（※2） ＝ 補助額

②実質借入金額が 200 万円を超える融資

$$\text{実質借入金額分の保証料額} \times \frac{200\text{万円}}{\text{実質借入金額}} = \text{B（1円未満切り捨て）}$$

$$\text{B} + (\text{実質借入金額分の保証料額} - \text{B}) \times 0.2 = \text{補助額}$$

※1　実質借入金額 ＝ 融資金額 － 借り換えに伴う既往の融資残高

※2　実質借入金額分の保証料額 ＝ 保証料 ×（ 実質借入金額 ／ 融資金額 ）

＜セーフティネット保証＞

取引先企業等の倒産、取引金融機関の破綻、自然災害等により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行う制度です。

【対象となる中小企業者】

経済環境の急激な変化に直面し、経営の安定に支障をきたしている次に掲げる中小企業者であって、事業所所在地を管轄する市町村（法人にあっては登記上の本店所在地、個人にあっては主たる事業所の所在地）の認定を受けた方が対象となります。

１号　民事再生手続開始の申立等を行った大型倒産事業者に対し売掛金債権等を有していることにより資金繰りに支障が生じている中小企業者
２号　生産量の縮小、販売量の縮小、店舗の閉鎖などの事業活動の制限を行っている事業者と直接・間接的に取引を行っていること等により売上等が減少している中小企業者
３号　突発的災害（事故等）の発生に起因して売上高が減少している中小企業者
４号　突発的災害（自然災害等）の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者
５号　（全国的に）業況の悪化している業種に属する中小企業者
６号　破綻金融機関と金融取引を行っていたことにより、借入の減少等が生じている中小企業者
７号　金融機関の支店の削減等による経営の相当程度の合理化により借入れが減少している中小企業者
８号　ＲＣＣ（整理回収機構）へ貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、事業の再生が可能な者

◎対象となる事業者（指定事業者）や全国不況業種、指定金融機関等の情報は、中小企業庁がホームページで公開しています。

＜セーフティネット保証５号に対する信用保証料補助制度＞

１　補助対象者

愛知県中小企業融資制度要綱第 3 第 4 号に規定する経済環境適応資金のうち、サポート資金「セーフティネット【環セ 80】」の融資を受けた市内に主たる事業所（法人の場合は「本店所在地」）のある事業者で信用保証料を一括で支払った方。

２　申請方法

融資実行日から起算して 30 日以内に申請書、請求書、信用保証書（写し）及び市税納税状況調査同意書を市役所商工観光課へ提出してください。

※「市税納税状況調査同意書」に基づいて市税の納税状況を調査させていただきます。同意いただけない場合は、市役所資産税課（北庁舎１階）で「完納証明書」等の交付（有料）を受け、提出してください。

3　補助額（100 円未満切り捨て）

⑴ 既存融資の借り換えを伴わない場合

①200 万円以内の融資

保証料額 ＝ 補助額

②200 万円を超え 1,250 万円以内の融資

$$保証料額 \times \frac{200万円}{融資金額} = A（1円未満切り捨て）$$

$$A + （保証料額 - A） \times 0.2 = 補助額$$

③1,250 万円を超える融資

$$保証料額 \times \frac{1,250万}{融資金額} = B（1円未満切り捨て）$$

$$B \times \frac{200万円}{1,250万} = C（1円未満切り捨て）$$

$$C + （B - C） \times 0.2 = 補助額$$

⑵ 既存融資の借り換えを伴う場合

①実質借入金額（※1）が 200 万円以内の融資

実質借入金額分の保証料額（※2）＝ 補助額

②実質借入金額が 200 万円を超え 1,250 万円以内の融資

$$実質借入金額分の保証料額 \times \frac{200万円}{実質借入金額} = D（1円未満切り捨て）$$

$$D + （実質借入金額分の保証料額 - D） \times 0.2 = 補助額$$

③実質借入金額が 1,250 万円を超える融資

$$実質借入金額分の保証料額 \times \frac{1,250万}{実質借入金額} = E（1円未満切り捨て）$$

$$E \times \frac{200万円}{1,250万} = F（1円未満切り捨て）$$

$$F + （E - F） \times 0.2 = 補助額$$

※1　実質借入金額 ＝ 融資金額 － 借り換えに伴う既往の融資残高

※2　実質借入金額分の保証料額 ＝ 保証料 ×（ 実質借入金額 ／ 融資金額 ）

＜豊川市小規模事業者経営改善資金（マル経）利子補給補助制度＞

豊川商工会議所、音羽商工会、一宮商工会、小坂井商工会、御津町商工会のいずれかの推薦を受け、マル経融資を受けた方で市税を滞納していない方に対し、借入利子を補助するものです。

1　補助対象者

上記の商工会議所、商工会のいずれかの推薦を受け、マル経融資を受けた方で市税を滞納していない方

2　補助額

マル経融資を受けた日から起算して 12 か月間に支払った利子の 50%

＜災害対応資金に係る信用保証料補助制度＞

1　補助対象者

愛知県中小企業融資制度要綱第 3 第 4 号に規定する経済環境適応資金のうち、災害対応資金「【短期】又は【長期】」の融資を受けた市内に主たる事業所（法人の場合は「本店所在地」）のある事業者で信用保証料を一括で支払った方。

2　申請方法

融資実行日から起算して 30 日以内に申請書、請求書、信用保証書（写し）及び市税納税状況調査同意書を市役所商工観光課へ提出してください。

※「市税納税状況調査同意書」に基づいて市税の納税状況を調査させていただきます。同意いただけない場合は、市役所資産税課（北庁舎１階）で「完納証明書」等の交付（有料）を受け、提出してください。

3　補助額（100 円未満切り捨て）

⑴ 既存融資の借り換えを伴わない場合

①200 万円以内の融資

保証料額 ＝ 補助額

②200 万円を超え 8,000 万円以内の融資

$$\text{保証料額} \times \frac{200\text{万円}}{\text{融資金額}} = \text{A（1 円未満切り捨て）}$$

$$\text{A} + (\text{保証料額} - \text{A}) \times 0.2 = \text{補助額}$$

③8,000 万円を超える融資

$$\text{保証料額} \times \frac{8{,}000\text{万}}{\text{融資金額}} = \text{B（1 円未満切り捨て）}$$

$$\text{B} \times \frac{200\text{万円}}{8{,}000\text{万}} = \text{C（1 円未満切り捨て）}$$

$$\text{C} + (\text{B} - \text{C}) \times 0.2 = \text{補助額}$$

(2) 既存融資の借り換えを伴う場合

①200 万円以内の融資

実質借入金額分の保証料額 ＝ 補助額

②200 万円を超え 8,000 万円以内の融資

$$\text{実質借入金額分の保証料額} \times \frac{200\text{万円}}{\text{実質借入金額}} = \text{A（1 円未満切り捨て）}$$

A ＋（実質借入金額分の保証料額 － A ）× 0.2 ＝ 補助額

③8,000 万円を超える融資

$$\text{実質借入金額分の保証料額} \times \frac{8{,}000\text{万}}{\text{実質借入金額}} = \text{B（1 円未満切り捨て）}$$

$$\text{B} \times \frac{200\text{万円}}{8{,}000\text{万}} = \text{C（1 円未満切り捨て）}$$

C ＋（ B － C ）× 0.2 ＝ 補助額

＜サポート資金（経済対策特別）に係る融資額補助制度＞

1　補助対象者

愛知県中小企業融資制度要綱第 3 第 4 号に規定する経済環境適応資金のうち、サポート資金「経済対策特別」を令和 8 年 4 月 1 日以降に愛知県信用保証協会へ申し込み（※1）し、融資を受けた市内に主たる事業所（法人の場合は「本店所在地」）のある事業者の方。

※1　令和 8 年 3 月 31 日以前に信用保証協会へ申し込み、「環特 1 補助Ⅱ、環特 2 補助Ⅱ」等の保証制度で実行された融資は補助対象外となります。

2　申請方法

⑴　提出書類

融資実行日から起算して 30 日以内に申請書、請求書、信用保証書（写し）、回収金額の計算明細書（借り換えを伴う場合）及び市税納税状況調査同意書を市役所商工観光課へ提出してください。

※「市税納税状況調査同意書」に基づいて市税の納税状況を調査させていただきます。同意いただけない場合は、市役所資産税課（北庁舎 1 階）で「完納証明書」等の交付（有料）を受け、提出してください。

⑵　申込期限

令和 9 年 3 月 10 日（水曜）までに、市役所商工観光課へ提出

※信用保証協会への提出日、融資の実行日ではありませんのでご注意ください。

※予算の上限に達し次第、受付を終了します。

3　補助額（100 円未満切り捨て）

⑴　既存融資の借り換えを伴わない場合

補助率：融資額　×　1%

補助上限額：200,000 円（融資額 2 千万円分まで）

⑵　既存融資の借り換えを伴う場合

補助率：実質借入金額（※2）　×　1%

補助上限額：200,000 円（実質借入金額 2 千万円分まで）

※2　実質借入金額　＝　融資額　－　既往の借入金額

4　注意事項

⑴　補助金の申請回数

1 事業者あたり同一会計年度内に 1 回限り

※複数の金融機関が協調して行うときは、まとめて申請してください。

⑵　補助金の返還

補助金の交付を決定した方が、次のいずれかに該当した場合は、補助金の全部または一部を返還していただきます。

・愛知県中小企業融資制度要綱第 14 条第 2 項（遵守事項等）の規定により補助対象となった当該融資の適用を取り消されたとき。

・補助金の交付決定した日の翌日から 1 年以内に、補助対象となった当該融資を完済（代理弁済等に伴う完済を除く）したとき。ただし、新たに「経済対策特別」融資を受けて当該融資を借り換える場合を除く。

・虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

・上記に該当した際に、速やかに報告しなかったとき。

・その他市長が不適当と認めたとき。

補助金交付申請書等様式

〇市制度融資用（小規模企業等振興資金、豊川市小規模企業事業資金）

- 豊川市信用保証料補助金交付申請書
- 請求書

〇創業等支援資金用

- 豊川市信用保証料補助金交付申請書
- 請求書
- 個人情報の閲覧等に係る同意書

〇セーフティネット保証５号用

- 豊川市信用保証料補助金交付申請書
- 請求書
- 個人情報の閲覧等に係る同意書

〇「経済対策特別」融資額補助用

- 豊川市中小・小規模事業者物価高騰対策支援事業費補助金交付申請書
- 請求書
- 個人情報の閲覧等に係る同意書

※　交付申請書、請求書、個人情報閲覧等に係る同意書はそれぞれ（A4 用紙片面 1 枚）提出してください。

※　各種様式はホームページ上でも掲載しております。ダウンロードしてご活用ください。

様式第１号（第４条関係）

豊川市信用保証料補助金交付申請書

年　　月　　日

豊　川　市　長　　殿

〒

住所

氏名

下記のとおり補助金を交付してください。

記

事業所 所在地	□ 住所地と同じ □ 住所地以外（　　）								
申　請　額						０	０	円	
借　入 金　融 機関名	銀　　行 信用金庫　　支店 信用組合	制度名	振	振小					
			豊小						
融資金額 ①	千円	借入期間	か月						
借換金額 ②	千円	実質借入金額 ①－②	千円						
信用保証料								円	

※　保証料補助は、小規模企業等振興資金・豊川市小規模企業事業資金の２制度において実質借入金額２，０００万円分に係る信用保証料が対象となります。

※　融資実行日から起算して３０日以内に提出してください。期間を過ぎたものについては、申請を受付けることが出来ません。

証　明　書

年　　月　　日

豊　川　市　長　　殿

取扱金融機関名

年　　月　　日に貸付しました金　　千円に係る信用保証料は、金　　円です。

また、貸付金額金　　千円の内、金　　千円は借換分であります。

上記、信用保証料につきましては、　　年　　月　　日に愛知県信用保証協会に納付しました。

請　　求　　書

金　　額						０	０	円

ただし、信用保証料補助金として上記のとおり請求します。

年　　月　　日

豊　川　市　長　　殿

〒

住　所

氏　名

下記口座へ振り替えてください。

銀　　行 信用金庫　　支店 信用組合	口座番号
種類 普　通　　当　座	口座名義人（カタカナ）

様式第１号（第４条関係）

豊川市信用保証料補助金交付申請書

（創業等支援資金関係）

年　　月　　日

豊川市長　殿

〒

住所

氏名

下記のとおり補助金を交付してください。

記

事業所 所在地	□ 住所地と同じ □ 住所地以外（　　）								
申請額						０	０	円	
借入 金融 機関名	銀　行 信用金庫　　支店 信用組合			融資 制度名	愛知県経済環境適応資金（創業等支援資金）				
融資金額 ①	千円			借入期間	か月				
借換金額 ②	千円			実質借入 金額 ①－②	千円				
信用保証料									円

※ 融資実行日から起算して３０日以内に提出して下さい。期間を過ぎたものについては、申請を受付けることが出来ません。

証　明　書

年　　月　　日

豊川市長　殿

取扱金融機関名

年　　月　　日に貸付しました金　　千円に係る信用保証料は、金　　円です。

また、貸付金額金　　千円のうち、金　　千円は借換分であります。

上記、信用保証料につきましては、　　年　　月　　日に愛知県信用保証協会に納付しました。

請　　求　　書

金　　額						０	０	円

　ただし、信用保証料補助金（創業等支援資金関係）として
上記のとおり請求します。

年　　月　　日

豊　川　市　長　　殿

〒
住　所

氏　名

下記口座へ振り替えてください。

銀　　行 信用金庫　　支店 信用組合	口座番号
種類 普　通　　当　座	口座名義人（カタカナ）

信用保証料補助金（創業等支援資金関係）係る
個人情報の閲覧等に係る同意書

年　　月　　日

豊川市長　殿

住　所

氏　名

電　話

（法人にあっては、その所在地、名称、代表者氏名）

信用保証料補助金（創業等支援資金関係）の交付に係る審査等のため、私に関する下記の事項について、閲覧及び調査することに同意します。

記

１　市税等の納付状況に関する情報

様式第１号（第５条関係）

豊川市信用保証料補助金交付申請書

（セーフティネット保証５号関係）

年　　月　　日

豊川市長　殿　　〒

住所

氏名

下記のとおり補助金を交付してください。

記

事業所所在地	□ 住所地と同じ □ 住所地以外（　　）								
申請額						０	０	円	
借入金融機関名	銀　行 信用金庫　　支店 信用組合				融資制度名	愛知県経済環境適応資金融資制度 セーフティネット（サポート資金）			
					認定番号	豊商第　　－　　号			
融資金額①	千円				借入期間	か月			
借換金額②	千円				実質借入金額①－②	千円			
信用保証料									円

※　保証料補助は、セーフティネット保証５号関係において支払った保証料のうち実質借入１，２５０万円分に係る信用保証料が補助の対象となります。

※　融資実行日から起算して３０日以内に提出してください。期間を過ぎたものについては、申請を受付けることが出来ません。

証　明　書

年　　月　　日

豊川市長　殿

取扱金融機関名

年　　月　　日に貸付しました金　　千円に係る信用保証料は、金　　円です。

また、貸付金額金　　千円のうち、金　　千円は借換分であります。

上記、信用保証料につきましては、　　年　　月　　日に愛知県信用保証協会に納付しました。

請　求　書

金　額						０	０	円

ただし、信用保証料補助金（セーフティネット保証５号関係）として上記のとおり請求します。

年　　月　　日

豊　川　市　長　　殿

〒
住　所

氏　名

下記口座へ振り替えてください。

銀　　行 信用金庫　　支店 信用組合	口座番号
種類 普　通　　当　座	口座名義人（カタカナ）

信用保証料補助金（セーフティネット保証５号関係）係る
個人情報の閲覧等に係る同意書

年　　月　　日

豊川市長　殿

住　所

氏　名

電　話

（法人にあっては、その所在地、名称、代表者氏名）

信用保証料補助金（セーフティネット保証５号関係）の交付に係る審査等のため、私に関する下記の事項について、閲覧及び調査することに同意します。

記

１　市税等の納付状況に関する情報

様式第１号（第４条関係）

豊川市中小・小規模事業者物価高騰対策支援事業費補助金交付申請書

年　　月　　日

豊川市長　殿

〒
住所
氏名

下記のとおり補助金を交付してください。

なお、豊川市中小・小規模事業者物価高騰対策支援事業費補助金交付要綱第８条第１項の規定により返還を求められた場合は速やかに返還することを約束します。

記

事業所 所在地	□ 住所地と同じ □ 住所地以外（　　）							
申 請 額	金					０	０	円
借　入 金　融 機関名	銀　　行 信用金庫　　支店 信用組合				融　資 制度名	愛知県経済環境適応資金サポート資金【経済対策特別】		
融資金額 ①	千円				借入期間	か月		
借換金額 ②	千円				実質借入 金　　額 ①－②	千円		
融資額	金							千円

※ 融資実行日から起算して３０日以内に提出してください。期間を過ぎたものについては、申請を受付けることが出来ません。

証　明　書

年　　月　　日

豊川市長　殿

取扱金融機関名

申請者に対し、愛知県経済環境適応資金サポート資金【経済対策特別】融資を、　　年　　月　　日付で金　　千円を貸付しました。

また、貸付金額 金　　千円のうち、金　　千円は借換分であります。

請　　求　　書

金　　円

但し、豊川市中小・小規模事業者物価高騰対策支援事業費補助金として

上記の金額をお渡しください。

年　　月　　日

豊　川　市　長　殿

住　　所

氏　　名

下記の口座へ振り替えてください。

金融機関名	口座番号
銀　　行 信用金庫　　支店 組　　合	
預金の種類 普通　　・　　当座	口座名義人（ﾌﾘｶﾞﾅ）

豊川市中小・小規模事業者物価高騰対策支援事業費補助金に係る
個人情報の閲覧等に係る同意書

年　　月　　日

豊川市長　殿

住　所
氏　名

（法人にあっては、その所在地、名称、代表者氏名）
連絡先

豊川市中小・小規模事業者物価高騰対策支援事業費補助金の交付に係る審査等のため、私に関する下記の事項について、閲覧及び調査することに同意します。

記

１　市税等の納付状況に関する情報